国民健康保険税の税率が改定されました

国民健康保険は、加入者のみなさんに納めていただいている保険税と国などの補助金で運営されています。

しかし、近年は、老人医療費や退職者医療費の急増などにより国保財政が行き詰まり、一般会計からの多額の埋め合わせにより運営している状況です。また、国の医療制度改正により後期高齢者支援金が創設され、国民健康保険税税率の基本的な考え方が示されました。これにより本町でも国保事業の財政健全化を図るため、須恵町国民健康保険運営協議会で、本町の平成20年度の国民健康保険税の枠組みについて協議が行われました。そして、同協議会会長から2月28日（木）に町長に対して、「現在の赤字財政を考えると、ある程度の引き上げが望ましい」と建議がされました。これに伴う検討の結果、平成20年度の国民健康保険税の税率を改定することとなりました。

建議を手渡す荒木会長（左）

＜平成19年度＞
課税限度額　・医療分56万円・介護分9万円

区　分	医　療	介　護
所得割	9.1%	1.8%
資産割	15.0%	1.5%
均等割	2万5000円	8500円
平等割	3万円	6500円

※総所得金額から基礎控除額（33万円）を引いたもの

＜平成20年度＞
課税限度額　・医療分47万円・後期高齢者支援分12万円・介護分9万円

区　分	医　療	後期支援	介　護
所得割	7.0%	2.1%	1.8%
資産割	15.0%	0.0%	0.0%
均等割	2万円	6000円	8500円
平等割	2万3000円	8000円	7500円

※総所得金額から基礎控除額（33万円）を引いたもの

今後も、加入者するみなさんが安心して医療を受けられるように努めてまいります。国保財源の厳しい状況をご理解いただき、みなさんのご協力をお願いします。

▼問合せ先
役場住民課
☎932・1151

国民年金保険料改定のお知らせ

平成20年度（平成20年4月～同21年3月分）の、国民年金の保険料が1万4410円に改定されました。

国民年金の保険料には、お得な前納制度があります。詳しくはお問い合わせください。

国民年金には学生納付特例制度があります

大学（大学院）、短大、高等専門学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生の人で、前年の所得が一定以下であれば、申請することにより国民年金保険料の納付が猶予されます。**なお、この制度は自動更新ではありませんので、毎年の申請が必要です。**

▼手続き方法　お住まいの市区町村役場の年金担当窓口で申請します。必ず、学生証（コピー可）または在学証明証を持参してください。代理人が申請するときは印鑑が必要です。

▼追納制度　学生納付特例を受けた期間の保険料は、10年以内なら追納することができます。ただし、2年を過ぎると当時の保険料に加算金がつきます。追納することで、将来の老齢基礎年金が満額に近づきますので追納をお勧めします。

▼年金額について　学生納付特例制度を利用しても10年以内に保険料を納付しなければ、受給資格期間には反映しますが、老齢基礎年金の**年金額には反映されません。**

▼問合せ先
東福岡社会保険事務所
☎651・7129

児童扶養手当受給者のみなさんへ

事前通知に伴う届け出をお忘れなく

児童扶養手当は、父親のいない児童を監護する母などに対して、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給される手当制度です。

今回、国による同手当の法改正が行われ、受給から5年を経過するなどの要件に該当する受給者に対して「児童扶養手当一部支給停止にかかる事前通知について」を通知することとなりました。

これに該当する受給者の人には、随時郵送を行います。通知がお手元に届いた場合は、必ず手続きを行なってください。手続きをしない場合は、手当の2分の1が支給停止になることがありますのでご注意ください。

主な内容は次のとおりです。

▼対象者　児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当する受給者で事前通知が届いた人

▼提出書類
▽次の①から⑤に該当する人は、指定日までに事前通知書に同封する児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書と関係書類

①就業している人
②求職活動などの自立を図るための活動をしている人
③身体上または精神上の障害がある人
④負傷または疾病などにより就業することが困難な人
⑤あなたが監護する児童または親族が障害や負傷、要介護状態などで、あなたが介護する必要があるため就業することが困難な人

▽前記に該当しない人は指定日までに役場子ども教育課に問い合わせください。

※事前通知が届いた受給者の人で、手続きを行わない場合は、手当の2分の1が支給停止になることがあります。

詳しくは問い合わせください。

▼提出・問合せ先
役場子ども教育課
☎932・1151

優良運転者を表彰します

平成20年度優良運転者表彰申請の受け付けを行います。申請される人は手続きをしてください（申請されても表彰者数に枠がありますので、表彰されないことがありますのでご承知おきください）。

なお、申請には自動車安全センター（福岡県警察本部内）発行の無事故・無違反証明書が必要です。

①粕屋地区交通安全協会長表彰
・受賞資格
5年以上継続運転で無事故・無違反の人
※粕屋署管内に居住し、原則として粕屋地区交通安全協会の会員であること（これはすべての共通事項）

②粕屋警察署長・粕屋地区交通安全協会長連名表彰
・受賞資格
10年以上継続運転で無事故・無違反、犯罪行為がない人

③県警察本部長・県交通安全協会長連名表彰
・受賞資格
②の受賞者で10年以上継続運転で無事故・無違反、犯罪行為がない人

④全日本交通安全協会長表彰（緑十字銅章）
・受賞資格
③の受賞者で10年以上継続運転で無事故、5年以上無違反・犯罪行為がない人

⑤九州管区警察局長・九州交通安全協会長連名表彰
・受賞資格
④の受賞者で15年以上継続運転、20年以上無事故、10年以上無違反・犯罪行為がない人

●受付け期間
・①②③
5月1日（木）～6月20日（金）
・④⑤
5月1日（木）～5月9日（金）

●証明書の発行場所
自動車運転安全センター（福岡県警察本部内）
福岡市博多区東公園7－7
☎641-6364

●申請の受付け・問合せ先
粕屋地区交通安全協会事務局（粕屋警察署内）
☎939-3030